

平成23年第1回安堵町議会定例会会議録

(最終日)

日時 平成23年3月17日(木) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 12名

1 番	安 井 修	2 番	山 岡 敏
3 番	岡 田 裕 明	4 番	森 田 瞳
5 番	吉 田 忠 世	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	溝 脇 久 利
9 番	田 中 幹 男	10 番	福 井 保 夫
11 番	吉 田 宏 至	12 番	溝 本 隆

2 出席議員 12名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者

町 長	西 本 安 博	副 町 長	北 田 秀 章
教 育 長	中 川 克 己		
理 事	寺 前 高 見	理 事	吉 岡 勉
理 事	山 崎 文 生		
総務課長	中 野 彰 宏	税務課長	喜 多 君 美 代
住民課長	堀 口 善 友	産 業 課	(理 事 兼 務)
人権同和対策課長	大 星 義 博	建 設 課 長	古 川 秀 彦
水道課長	北 門 康 幸	会 計 室 長	吉 村 良 昭

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	近 藤 善 敬	書 記	吉 川 明 宏
--------	---------	-----	---------

6 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 一般会計予算審査特別委員会委員長報告について
- 日程第 2 特別会計予算審査特別委員会委員長報告について
- 日程第 3 議案第 20 号：安堵町都市計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 21 号：平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 12 号）について
- 日程第 5 発議第 2 号：医師、看護師、介護職員等の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書
- 日程第 6 発議第 3 号：TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）に参加しないことを求める意見書
- 日程第 7 一般質問
- 日程第 8 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 9 諸般の報告

開 会 午前10時

議長（森田 瞳）

去る、3月11日に東北地方太平洋沖で地震が発生し、地震による津波や火災で多くの方が被災され、お亡くなりになりました。その方々に対しまして、謹んで哀悼の意を表し、1分間の黙とうを捧げたいと思います。

議場内におられます皆様方にも御協力の程ほど、よろしく願いいたします。

全員、御起立ください。

黙とう。

（黙とう 1分間）

議長（森田 瞳） 御協力ありがとうございました。御着席ください。

議長（森田 瞳）

只今の出席議員 12名です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

議長（森田 瞳） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしておりますとおりであります。

議長（森田 瞳） 日程第1「一般会計予算審査特別委員会委員長報告について」議題といたします。

去る、8日の本会議において、議案第12号：「平成23年度安堵町一般会計予算について」を一般会計予算審査特別委員会に付託しましたので、委員長の報告を求めます。

一般会計予算審査特別委員会 10番、福井委員長。

(福井議員 登壇)

10番(福井保夫) 10番、福井保夫でございます。

平成23年度安堵町一般会計予算審査特別委員会の審査の結果を報告いたします。

去る、3月8日に開会されました平成23年第1回安堵町議会定例会において付託されました、議案第12号：「平成23年度安堵町一般会計予算について」3月9日に委員会を開催いたしました。

一般会計予算総額は29億3千万円で、前年度比7.6パーセントの増となっております。議案の審査につきましては、歳入においては主な増減の説明を受け、歳出については新規事業などの説明を受けました。歳入では自主財源であります町税において、昨年度より0.93パーセント減となり、特に町民税個人分が3,500万円の減となっております。また、地方交付税では2億4千万円の増、国庫支出金では4,900万円、県支出金で1,780万円の増となっておりますが、収支の均衡を図るため、財政調整基金の取り崩しを行っております。自主財源である町税の収入確保に努められるようお願いいたしました。

次に歳出であります。法の改正等による新規事業や、タウンミーティングでの意見を取り入れた事業等、財源不足の中で工夫された予算編成が伺えました。

主な事業として、社会資本整備総合交付金による富雄川堤防路線の整備や、緊急雇用創出事業等があります。また、火葬場使用料金助成金、子宮頸がん等ワクチン接種委託金、安燈会補助金等についても、新規事業として計上されておりました。限られた予算であるため、効果的な運営を行い、無駄を省き、いかに節約するかを考えながら、今年度の予算執行に努めていただきたいと思います。

採決の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ここに委員会の結果を報告するとともに、皆様の御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上報告を終わります。

議長(森田 瞳) これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。

議長(森田 瞳) 質疑はありますか。

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

議長(森田 瞳) これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 1 2 号：平成 2 3 年度安堵町一般会計予算について採決
します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 1 2 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、議案第 1 2 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第 2 「特別会計予算審査特別委員会委員長報告について」議題と
いたします。

去る、8 日の本会議において、議案第 1 3 号：「平成 2 3 年度安堵町国民健康保険特
別会計予算について」から議案第 1 9 号：「平成 2 3 年度安堵町水道事業会計予算につ
いて」までの 7 議案を特別会計予算審査特別委員会に付託しましたので、委員長の報
告を求めます。

特別会計予算審査特別委員会 9 番、田中委員長。

（田中議員 登壇）

9 番（田中幹男） それでは、特別会計予算審査特別委員会委員長報告を行います。

委員長は私、田中。副委員長は、松田議員で行われました。3 月 10 日 10 時より 13
時半まで行われました。

最初に、議案 1 3 号：「平成 2 3 年度安堵町国民健康保険特別会計予算について」
ですが。行政側から総括説明、歳入歳出の説明を受け、それぞれ質疑が行われました。

最初に行政側から、国民健康保険の中でバランスが取れなくなっている。平成 21
年度 5,000 万円の赤字が平成 22 年度も同額程度の赤字が予想され、市町村運営に無
理が生じている。先は読めないが着実に進めていかねばならないと表明された。委員
からは、滞納が相当あると思うが、どう対応していくのかと質問が出され、一般被保
険者国民健康保険税で 8,500 万円、退職被保険者国民健康保険税で 500 万円、計
9,000 万円の滞納があり、督促・対面で納税指導を、分納誓約を求めていくと答えて

いる。

更に、納税者の実態を把握し、差押さえ等は考えないのかと踏み込んだ質問が出され、行政側は、現状は差押さえまで至っておらず、現状では電話の納税指導が限界になっており、他町も参考にしながら、一步踏み込んだ収納を考えていきたいと答えている。

その他の委員からは、諸収入で雑収入が 5,000 万円を越える大きな額となっているのは何故なのかに対し、個々の歳出に、歳入が追いついていないのが現状であり、税収不足を雑入で補っていると説明された。また、一般被保険者国民健康保険 1,180 万円余りの減、療養給付等負担金 4,500 万円程の減については、近年の不況により個人所得が減り 7.5 パーセントの減であり、療養諸費では、前期高齢者等の算出により減となったと説明された。そして採決の結果、議案 1 3 号は全員一致で可決するものと決定した。

次に、議案第 1 4 号：「平成 2 3 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」ですが。行政側からは総括説明、歳入歳出の説明がされ、採決の結果、議案 1 4 号は全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案 1 5 号：「平成 2 3 年度安堵町下水道事業特別会計予算について」ですが。行政側からは総括説明、歳入歳出について説明が行われ、それぞれ質疑が行われた。行政側から、今年は富雄川の西側の笠目地区、小泉苑の 6 割等を実施することが表明された。

また、委員からは、東安堵の水洗化率が、他地区と比べ極端に低いのは何故なのか出され、行政側は、悪い要因は、旧東安堵の区域とマンションの区域とがある集合住宅建設時に下水道整備がなされていない。また改良住宅改修も未整備であることから低くなっている。集合住宅等に大掛かりな経費がかかることから、大きく遅れていると説明され、平成 23 年度予算で実施していくと答えている。

採決の結果、議案 1 5 号は全員一致で現案どおり決すべきものと決定されました。

次に、議案第 1 6 号：「平成 2 3 年度介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について」ですが。行政からは説明がされ、質疑が行われ、委員からは、町内で訪問介護を受けている人は何人おられるのか、また町外の業者を利用している人は何人なのか、そして、どう把握し、また、不正請求等についてどう精査しているのか等質問がなされ、行政側は、不正請求の精査は必要であり、県の準備室と相談し、検証することを考えていきたいと答えている。また、社協からのヘルパー派遣は 20 名であり、109 名が他のヘルパーを利用しており、計 129 名であると説明された。

採決の結果、議案 1 6 号は原案どおり可決するものと決定しました。

次に、議案 1 7 号：「平成 2 3 年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算について」ですが。行政側からは総括説明、歳入歳出についての説明がされ、質疑が行われ、採決の結果、議案 1 7 号を全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案18号：「平成23年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について」ですが。総括説明で行政側から、この法律には無理があることから政府は、平成24、5年に廃止し、国保に戻すことを考えておられることが説明された。委員からは、保険料で1,270万円の増を見込んでいるのは何故なのかに対し、平成22年度において、過少見積りを増額補正し、平成23年はその分を入れたと説明された。

また、一般管理の委託料はどのようなものかに対し、外国人登録が住基台帳に含むことに伴い、後期高齢者の中にも外国人がおられることから、電算システムの改修が必要と答えている。対象者は10名であると表明された。

また、広域連合への納付費が何故増えているかに対しては、保険料が上がるのではなく、被保険者数が増えたと理解していただきたいと答えている。

採決の結果、全員一致をもって議案18号は当委員会として可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案19号：「平成23年度安堵町水道事業会計について」総括説明、歳入歳出について説明がなされ、質疑が行われた。

最初に行政側から、給水人口が減っていく中で、更に経営努力を続けていくことを表明され、委員からは、少人数で安定供給をしていただいで感謝している。給水人口が減っていく中で、郡山からの給水を受けている窪田地区、小泉苑地区について、町内に移行できるよう給水人口の拡大は検討できないのか、また、4月から下水道においても要望していくとの質問がなされ、行政はこれからの課題として検討していきたいと答えている。また、別の委員からは、料金の徴収を含む3人体制でやっているのは大変なことだと思う、精一杯頑張ってくださいとエールも寄せられた。

採決の結果、議案19号は当委員会として、原案どおり可決すべきものと全員一致をもって決定した。

以上、特別会計6件、企業会計1件について、委員長報告として原案どおり可決すべきものとするものであります。

皆さん、議員各位の御賛同、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（森田 瞳） これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

議長（森田 瞳） 質疑ありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第13号：「平成23年度安堵町国民健康保険特別会計予算について」採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

この採決は、挙手によって行います。

議案第13号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

.....

議長（森田 瞳） これより議案第14号：「平成23年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

この採決は、挙手によって行います。

議案第14号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

.....

議長（森田 瞳） これより議案第15号：「平成23年度安堵町下水道事業特別会計予算について」採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

この採決は挙手によって行います。

議案第15号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） これより議案第16号：「平成23年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について」採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

この採決は挙手によって行います。

議案第16号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） これより議案第17号：「平成23年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算について」採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

この採決は挙手によって行います。

議案第17号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） これより議案第18号：「平成23年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について」採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

この採決は挙手によって行います。

議案第18号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） これより議案第19号：「平成23年度安堵町水道事業会計予算について」採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

この採決は挙手によって行います。

議案第19号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第3 議案第20号：「安堵町都市計画審議会条例の一部を改正する条例について」議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川建設課長。

建設課長（古川秀彦） 議案第20号：安堵町都市計画審議会条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

本件につきましては、今回の定例会初日におきまして可決いただきました、安堵町課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴いまして、改正するものでございます。

内容といたしましては、当条例中の第7条におきまして、本審議会の庶務を処理するための監事を、建設課長と規定しておりましたが、産業建設課長と改めます。

また、第8条におきまして、その庶務を司る課を建設課と規定しておりましたが、産業建設課に改めるための改正でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第20号：安堵町都市計画審議会条例の一部を改正する条例について

安堵町都市計画審議会条例（昭和44年安堵村条例第16号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成23年3月17日提出

安堵町長 西本安博

次のページお聞きください。

安堵町都市計画審議会条例の一部を改正する条例

安堵町都市計画審議会条例（昭和44年安堵村条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条及び第8条中「建設」を「産業建設」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

以上でございます。

よろしく審議をお願いします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第20号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第4 議案第21号：「平成22年度安堵町一般会計補正予算（補正第12号）について」議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） それでは議案第21号：平成22年度安堵町一般会計補正予算（補正第12号）についてを説明させていただきます。

本件につきましては、東安堵小集落地区改良事業におきまして、1,300万円の増額補正でございます。これによりまして、歳入歳出予算の総額は28億3,668万1千円となります。

7ページをお願いします。

款7. 土木費、項4. 住宅費、目3. 地域改善対策事業費におきまして、1,300万円を増額するものでございます。

これにつきましては、残事業でありました東安堵小集落地区改良事業、対策事業におきまして、住宅の補償補てんの費用が生じたことによるものでございます。

この財源といたしましては、繰越金を充てさせていただきます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第21号：平成22年度安堵町一般会計補正予算（補正第12号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成22年

度安堵町一般会計補正予算（補正第 12 号）を別紙のとおり提出する。

平成 23 年 3 月 17 日提出

安堵町長 西 本 安 博

1 ページをお願いします。

議案第 2 1 号：平成 2 2 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 1 2 号）

平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 12 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,300 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28 億 3,668 万 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 23 年 3 月 17 日提出

生駒郡安堵町長 西 本 安 博

2 ページをお願いします。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款 17. 繰入金、項 1. 繰入金

補正前の額 9,503 万 7 千円、補正額 1,300 万円、計 1 億 803 万 7 千円。

歳入合計

補正前の額 28 億 2,368 万 1 千円、補正額 1,300 万円、計 28 億 3,668 万 1 千円。

歳出

款 7. 土木費、項 4. 住宅費

補正前の額 4,383 万 6 千円、補正額 1,300 万円、計 5,683 万 6 千円。

歳出合計

補正前の額 28 億 2,368 万 1 千円、補正額 1,300 万円、計 28 億 3,668 万 1 千円。

事項別明細書につきましては、割愛させていただきます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第21号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第5 発議第2号：「医師、看護師、介護職員等の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

（田中議員 登壇）

9番（田中幹男） では読み上げさせていただきます。

発議第2号：医師、看護師、介護職員等の大幅増員と、夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書

このことについて、別紙のとおり会議規則第12条の規定により提出します。

平成23年3月17日提出

安堵町議会議員 田中幹男
松田和代

2ページ目をお願いいたします。

医師、看護師、介護職員等の大幅増員と、夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求め

る意見書

長寿世界一を誇る日本の医療は、長年にわたる社会保障費抑制政策のもとでも、医師、看護師などの懸命な努力によって支えられてきました。

しかし、医療現場は長時間・過密労働に加え、医療技術の進歩や、医療安全への期待の高まりなどで、看護職員などの労働環境は厳しさを増し、離職者も多く、深刻な人員不足で努力だけでは限界にきています。

安全・安心の医療・介護実現のために、看護師など夜勤交替制労働者の大幅増員と労働条件の抜本的改善は不可欠であり、医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、国民が安心して暮らしていける制度が求められております。

以上の趣旨から、看護師等の大幅増員を実現し、安全で行き届いた医療・看護・介護の拡充を図るための対策を講じられるよう、下記の事項について要望いたします。

記

1. ILO（国際労働機関）看護職員条約に基づき、看護師など夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とすること。
2. 医療、社会保障予算を先進国（OECD）並に増やし、医師・看護師・介護職員等を大幅に増やすこと。
3. 国民（患者・利用者）の負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年3月17日

奈良県安堵町議会

なお、提出先は 内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、厚生労働大臣
財務大臣、総務大臣、文部科学大臣であります。

議員各位の御賛同、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

議論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより発議第2号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第6 発議第3号：「TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）に参加しないことを求める意見書」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

3番（岡田裕明） はい、議長。

議長（森田 瞳） 岡田議員。

(岡田議員 登壇)

3番（岡田裕明） 3番、岡田でございます。

発議第3号：TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）に参加しないことを求める意見書
このことについて、別紙のとおり会議規則第12条の規定により提出します。

平成23年3月17日提出

安堵町議会議員 岡田裕明

山岡 敏

TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）に参加しないことを求める意見書

菅首相は、臨時国会冒頭の所信表明演説で「環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加を検討し、アジア太平洋貿易圏の構築を目指す」と表明し、そのための検討を行っています。

TPPは、原則として、すべての品目の関税を撤廃する協定で、農水省の試算でも、我が国の食料自給率は40パーセントから14パーセントに急落し、米の生産量は90パーセント減、砂糖・小麦はほぼ壊滅します。農業生産額4兆1千億円、多面的機能3.7兆円喪失、実質GDPが7.9兆円、雇用が340万人減少するとしています。

北海道庁の資産でも、北海道経済への影響額は2兆1,254億円に及び、農家戸数が3万3千戸も減少するとしています。

このように、重要な農産品が例外なしに関税が撤廃されれば、日本農業と地域経済、国民生活に与える影響は極めて甚大であり、国民の圧倒的多数が願っている食料自給率の向上とTPP交渉への参加は絶対に両立しません。

今求められることは、食糧を更に外国に依存する政策と決別し、世界の深刻な食糧需給に正面から向き合い、40パーセント程度に過ぎない食料自給率を向上させる方向に大きく踏み出すことと考えます。

よって、政府におかれましては、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）に参加しないことを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年3月17日

奈良県安堵町議会

提出先 内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長

農林水産大臣、経済産業大臣、外務大臣

以上、議員各位の御賛同、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより発議第3号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第7：「一般質問」を行います。

一般質問をされる方を申し上げます。

5番 吉田忠世 議員、
10番 福井保夫 議員、
2番 山岡 敏 議員、
9番 田中幹男 議員です。

順序につきましては、受付順に行います。

なお、質問時間は回答時間を含め40分といたします。

議長（森田 瞳） 5番、吉田議員の一般質問を許します。

5番（吉田忠世） はい、議長。

議長（森田 瞳） 吉田議員。

5番（吉田忠世） 一般質問、5項目を挙げております。

前半2問がハード面です。後半3問がソフト面です。

まず最初に、災害対策についてお伺いしたいと思います。

これを書き上げましたのは、12月中にまとめておりました。この東北の大地震が、よもやこれらの災害の問題を提出するに当たって、ぴったり当てはまったことについては、自分なりにもびっくりしている状態でございます。

まず、東南海地震対策などは各所において実施されております。特に町内各所に多く存在するブロック塀の強度について、危険箇所があるかどうか、どの程度把握しているのかをお聞きしたいと思います。

このブロック塀の問題につきましては、私は50年前に家を建てました時に、隣の境界に1m80cm、長さ15mぐらいのブロック塀がありまして、これは地震じゃなしに台風で私の家の方へ倒れてきたんですが、もの凄い地震以上の揺れを感じたんです。これ夜でしたんですが、あの恐怖っていうものがまざまざと蘇ってくるわけでございます。あのブロック塀の間に挟まれたら、完全に生死がわからないというような状態になるというふうなことで、お伺いするわけですが、まあこれ、全国的な調査では、

全国 40 パーセントぐらいしかこれはできておりませんので、町内でもどうかと思います。

ただ、あくなみ苑からの下の方、あくなみ苑じゃなしに神社の下の方、細い道路がある並びブロック塀があります。あの所で通行している時に「地震があったらどうなるのかなあ」と常々思っている次第でございますので、これについてどのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川建設課長。

建設課長（古川秀彦） 今の質問について、回答させていただきます。

現在、耐震診断につきましては、昭和 56 年以前に建築された木造建築物について、平成 19 年度より補助制度のもと、希望された方が任意で実施されておられますが、対象は家屋本体であるため、ブロック塀を含む外構等の診断は含まれておりませんので、現状としまして、町内のブロック塀についての、危険箇所の把握はできておらない状況です。しかしながら、1978 年の宮城県沖地震では、ブロック塀や石塀の倒壊により、17 人の貴い命が亡くなられておられます。また、1995 年の兵庫県南部地震でも、多くのブロック塀が倒壊しました。そして何よりも、去る 11 日の東北地方太平洋沖地震の未曾有の大地震でも大変な被害が生じております。

今後、町としましては、有事の際に少しでも軽減がなされるよう、町広報紙等により、危険性のある構造物の自己診断、改修、補強の広報を、今後進めてまいりたいと思っております。

以上です。

5 番（吉田忠世） はい、議長。

議長（森田 瞳） 吉田議員。

5 番（吉田忠世） まあこれは、想像以上に危険な状態になるっていうことも含めて、十分対応をしていただきたいと思います。

続きまして、上下水道のインフラ整備についてでございますが、これも全国的に、各地方自治体では相当古い箇所が残っておりますので、これの整備について、大変困っておるというのを聞いております。まあ当町におきましては、下水道は現在実施されておりますので、まず問題はないと思います。あと、水道の関係がどうなっているのか、まあこういう上水道の関係につきましては、これが駄目になりますと直ちに生活に困ってくるということも考えられますので、この問題についてはどのように、現

在考えておられるのかを、お聞きしたいと思います。まあこれは、建設課長というふうになっておりますが、まあ下水道は別にして、上水道の間係で水道課長にお願いしたいと思います。

水道課長（北門康幸） はい、議長。

議長（森田 瞳） 北門水道課長。

水道課長（北門康幸） 現在は上水道と下水道の担当課に分れておりますので、上水道のインフラ整備の状況についてお答えいたします。

上水道の普及率は100パーセントで、未普及地域はございません。また配水管の耐用年数は40年とされております。

現在、上水道の老朽管更新事業につきましては、町の公共下水道工事に伴う、給配水管布設替工事を中心に実施しているところでございます。平成23年度中で、笠目、新家地区を除く、安堵町給水区域内の公共下水道事業に伴う整備は、ほぼ完了の予定でございます。しかし、簡易水道から引き継いだ配水管及び、水道事業創設時、昭和49年から昭和52年に布設した配水管が、総延長比10パーセント、約4.5km残存しております。

今後、平成24年度から更新計画を立てて、順次更新していく予定でございます。以上です。

5番（吉田忠世） はい、議長。

議長（森田 瞳） 吉田議員。

5番（吉田忠世） まあこのインフラの関係は相当町は進んでおるとお思いますので大丈夫だとは思いますが、今、課長からの御回答ありましたように、まあ済んでないところ、これらについての対策を早急にやっていただきたい、ということをお願いしておきます。

脱ゆとり教育について、お尋ねいたします。

小学校では今年度から英語教育がなされますが、具体的にその教育方針はどのようになされているのかをお聞きしたいと思います。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

教育長（中川克己） 吉田忠世議員の御質問にお答えをいたします。

平成 23 年度から、小学校の新学習指導要領が完全実施されることになっております。

中学校は平成 24 年度から完全実施ということになりますが、その中に、外国語活動という活動があります。先生御指摘の英語教育というのは、この外国語活動のことを言っておられるのかと思いますが、学習指導要領には、外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や、基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養うと、こういうふうに外国語活動の目標が明記をされております。

したがいまして、小学校における外国語活動は、いわゆる読み書きや、外国語を流暢に話すことを目指すものではなくって、外国語に慣れ親しむとか、外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図るということを大きな狙いとしているものでございます。

本町におきましても、既に早い時期からこの指導についての準備を進めてまいりまして、平成 21 年度より、既に先行的に実施をしております。平成 21 年度には 15 時間、平成 22 年度には 25 時間の時間の実施をいたしました。平成 23 年度からは 25 時間の、いや、もとより 35 時間の実施をするという計画になっております。

外国語指導助手、ALT と呼んでおりますが、この指導助手とともに、授業内容について話し合いを進めながら、外国語活動の充実に努めてまいりたい、こんなふうに思っているところでございます。

以上でございます。

5 番（吉田忠世） はい、議長。

議長（森田 瞳） 吉田議員。

5 番（吉田忠世） この英語教育っていうものはですね、全く日本語とは異なった言語でございますので、これのとっつきっていうのが一番大事だと思うんです。これはね、私の経験からいきますとね、中学 2 年の時に、この英語をやり始めたわけですけどね。これは単語の羅列をされまして全く面白くなかったということで、徹底的に英語というのが嫌いになりました。ですからね、どのように楽しく取り組んでいけるかという工夫がね一番大事だと思います。まあこれはコマーシャルで、英語は言葉なんだと、誰だってできるんだっていうコマーシャルがありますけどね、確かにこの英語っていうものについては日本人は非常に異なった言葉いうふうに持っており考えておりますからね、これをとりつきがどの程度できるかということにかかっておると思います。ですからその点について今一度、どのようにやられるのかね、お願いしたい思います。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

教育長（中川克己） 先生御心配いただいているところはですね、私どもが一番心配しているのもその点でございます。この外国語活動が、英語嫌いをつくるきっかけになってはいけないってことでですね、一番心配をしているところでございます。ゲームとかですね、それからクイズとかですね、いろんなカードを使ったりとか、まあそういった工夫を、様々な工夫をしながら、英語に親しむって言いますかね、英語が楽しく学べるように、そして、中学校の英語への段階がスムーズに行くように、こういうことを心掛けて研究をしながら、進めているところでございます。

十分な御回答になったかどうかわかりませんが、とにかく英語嫌いをつくってはならないってことを一番年頭におきながら、教職員とともに、教職員にですね、研究を進めるようにということを指導してまいったところです。

以上でございます。

5 番（吉田忠世） はい、議長。

議長（森田 瞳） 吉田議員。

5 番（吉田忠世） まあ、このとっつきをどのようにするかっていうのが一番大事なことでございますので、当初まあ計画されておっても、途中でそれらを検証しながら変更していくというふうにやっていただきたいと思います。

それで2番目に、これ全国的にそろばん教育ってのがね、色々取り出たされております。これなんかもやっていったらいいんじゃないかな。もの凄くこれは集中力が凝縮されますし、数学の成績も向上するという、非常にいい教育やと思うんですよ。私もそろばんは小学校の時にやりまして、おかげさんで現在、そろばんは十分できるんですけども、この教育っていうのもね大事なんじゃないかなって思ってこれを取り入れることをお願いしたいというふうに思いますが、如何でしょうか。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

教育長（中川克己） 先生御指摘のとおりですね、どの教科にあっても学力向上ということの1つの何て言いますかね、大事な部分っていうのは集中力っていうことが大きな要素だろうと思います。で、先生御指摘のとおりそろばんっていうのは従来から我が国

のですね、非常にこう優れた計算の手法として、また今お話のとおり集中力のつくそういう学習として、そんなふうなものであると私もそのとおり認識をしております。で、児童の計算力を向上させる、基礎学力を向上させるっていうために今後もですね、この利用方法について研究を重ねてまいりたい、こんなふうに思っておりますが、先程、外国語のところでもふれさせていただきましたように、そろばんにつきましても、小学校の3年生と4年生でこれを実施するということが明記をされております。ここら足をかりにしながら、どのような形でこれを実施をしていけばいいのかっていうことを研究をしながら、また全体の他教科の学習量とも勘案しながらですね考えてまいりたい、こんなふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

5番（吉田忠世） はい、議長。

議長（森田 瞳） 吉田議員。

5番（吉田忠世） 今挙げましたそろばんっていうのは、まあ1つの、こういったものもあるっていうことで挙げたわけでございまして、安堵町として、安堵町にはこういうふうなものがあるんだというものを日本全国に知らしめる教育いうものも1つぐらいは作っていったら良いんじゃないのかと、教育長、この安堵町へ来られて何か特徴のあるものをされましたか。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

教育長（中川克己） 私こちらへ寄せていただいて、暫く年数を経過しているわけですが、なかなかですねこういった、「こういったものをやりました」というふうなものを、今お話できるものを持ち合わせないことを、大変残念に思っておりますが、当初寄せていただきましたときにはやっぱり、「教育で安堵町に人を呼べる、そんな教育をしたい」というふうな思いを持って寄せていただきました。そうしてですね、心の教育に重点をおいて、というところで進めてきたところでございます。それがまだ実を結びと言いますか、形ができあがりというところまできていないことは、私の力不足のところでございます、今後鋭意努力をしてまいりたい、こんなふうに思っているところでございます。

以上でございます。

5 番（吉田忠世） はい、議長。

議長（森田 瞳） 吉田議員。

5 番（吉田忠世） まあねえ、一つくらいは何か誇れるものを作っていくっていうのも教育だと思います。ずっと以前に私は教育長に申し上げたと思いますが、運動会の徒競走。

「1等・2等・3等を決めなさいと、ちんたらちんたら走ってるような運動会は運動会じゃない」というふうに申し上げた、未だにされていないわけですけども、そういったものも含めてね、やっぱり教育の1つの本職である、一生懸命やるっていうことをね、教えていく必要があるんじゃないか、私はそう思っております。

次に中学校の給食については、これはタウンミーティングで住民からそういう要望がされておりますが、これをどのようにされるおつもりなのか、お尋ねしたいと思います。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

教育長（中川克己） 先程来ですね、運動会の件お話いただきました。私のさせていただいた時の最初の一般質問の中でも、先生から御質問いただいたことを今改めて思い出しているところでございます。引き続き、私自身の思いをもって当たってまいりたいと思っております。

給食についての御質問でございますけれども、前回ですね、田中議員さんからも御質問いただきましたように、その時にもお答えをしたわけでございますが、中学校で弁当給食としております。で、それにつきましては端的にお答えいたしまして、発達段階に応じてそうしているということと、それから親子の絆を深めていただきたいということで弁当給食としているというところでございますが、しかしながら、御指摘いただきましたように、タウンミーティングの中でも、また従来よりも中学校給食について根強い要望もございます。その在り方について私自身も検討をしていく必要を感じているところでございます。したがって今後、生徒や保護者の全体的なニーズがどこにあるのか、まずはその現場であります中学校の中で、PTAを中心に検討していただいて、そういった検討の結果をいただきながら、教育委員会としてどのように進めていったらいいのか、正式に協議をする場を設けて方向性を定めてまいりたい、こんなふうに思っているところでございます。

以上でございます。

5 番（吉田忠世） はい、議長。

議長（森田 瞳） 吉田議員。

5 番（吉田忠世） 私はね、中学校の給食、これはね給食は反対です。はっきり申し上げて。

これはね、親の教育にも関わってくるわけです。確かに今両親が働いてるというなかでお弁当を作るってのは大変だと思うんですけども、子どものために、これだけ一生懸命やってるというものを見せていくというのも教育やと思うんです。これね、要望出てるのはみんな楽しってるんです。親が楽しようというのが中心にあると思うんです。子どもの教育っていうものはそういうものでなしに、親の背中を見せていくというのも教育なんです。それで子どもがどのように食べているのか、そのことを確認していただけて健康というものも十分把握できてくる。今のような給食を与えておれば良いというふうな考え方でやっていきますと、そういうふうなところに目が行き届かない。したがって、子どもに対する教育っていうものは、親がしてないという形になってくると思うんでね。私は、これはまあ色々意見はあると思いますが、給食については反対だというふうに明言しておきたいと思います。

次にですね、町民グラウンドの便所の件ですが、従来、便所の使用につきましては、色々のクラブが口答でお願いしておりましたけども、現在あらかじめ書面をもって申請することになったと聞きますが、どのようになっているかをお聞きしたいと思います。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

教育長（中川克己） 先程、給食について先生のお考えをお聞きいたしましたので、若干触れさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それぞれ給食についてはお考えがあらうかと思います。大事なことは、給食はですね。

議長（森田 瞳） 教育長。

教育長（中川克己） はい。

議長（森田 瞳） 給食問題は終えて次のところへ変わりますので、その質問に対してお答えください。

教育長（中川克己） そうですか、はいわかりました。大変失礼をいたしました。

町民グラウンドの便所の使用についてでございますが。まあ特定の団体で、多人数で

ご利用の場合にですね、事前にお知らせいただければということで、口答でお願い申し出ていただくようお願いをしていたところでございますが、当日は先生が御指摘いただきました日につきましては祝日でございまして、体育施設を利用される人数も非常に多かったために、混雑等も予想されましたので、利用人数を把握するために、文書で申請をお願いしたというのが事実でございます。

しかしながら、当町の将来ビジョンの一つとして、観光のための来訪による交流人口を増やしてまいりたいと考えておりますので、御自由に、そしてお気軽に御利用いただきたいというふうに考えております。そのことで再度、安堵町を尋ねてみたいと思っておりますので、いわゆる「おもてなしの心」の醸成をしていきたいこんなふうに思っております。

今後はですね、今回のことがないように注意をしてみたいと思います。なお、またそういうことから、多人数の場合にはですね、公営のトイレだけじゃなくって、体育館内のトイレも利用いただければと、こんなふうに思っているところでございます。なお多人数でですね、来られる場合につきましては、トイレットペーパー等の補充もありますので、あらかじめ使用される人数、日時等を口答で結構でございますのでお知らせをいただければ、状況に応じて対応できるのではないかなとこんなふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

今回、このようなですね形で御迷惑をおかけいたしましたことについては、大変申しわけないということで、また館員にも指導を徹底したところでございます。御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

5 番（吉田忠世） はい、議長。

議長（森田 瞳） 吉田議員。

5 番（吉田忠世） 体育館内の便所の使用も、今おっしゃっていただきましたけども、要するに、特に必要な時以外口答で連絡するというところでよろしゅうございますか。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

教育長（中川克己） 結構でございます。

そういうことで進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

5 番（吉田忠世） はい、議長。

議長（森田 瞳） 吉田議員。

5 番（吉田忠世） まあ便所は小さいものですから、体育館内の便所の使用っていうのはね、今までけんもほろろに断られて、他の町から来られた方に「安堵町ってなんなんだ」というふうな不評も出ておりますので、これについても、掃除やそういうものも大変だと思いますけども、これはやっていただきたいというふうに考えておりますのでそれでよろしゅうございますか。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

教育長（中川克己） 従来ですね、大変気分を害するような対応を館員がしていたということで、その点につきましては、私の指導も十分でなかったということで反省をしております。今後は、指導を徹底してまいりたい、こんなふうに思っておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

5 番（吉田忠世） はい、議長。

議長（森田 瞳） 吉田議員。

5 番（吉田忠世） 今お尋ねしました各項目につきまして、御回答いただきましたが、特に教育の問題につきましては、これからも重要なことでございますので、更に精進し、より一層の勉強をしていただきたいということを申し上げて、私の一般質問を終わります。

以上です。

議長（森田 瞳） これで、5 番、吉田議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 只今より、11 時 15 分まで休憩いたします。

休 憩

午前 11 時 08 分

午前 11 時 16 分

議長（森田 瞳） 続いて 10 番、福井議員の一般質問ですが、
「中学校の給食について」は先程質問されております。
中身のことについて重複されないように注意してください。
では、質問を許します。

10 番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10 番（福井保夫） 10 番、福井です。

先程、吉田議員もあれだったんですけど。まず給食、まあアンケートとか、前回アンケートをされたらとって、まあ前町長とお会いしたときに聞きますと、まあ 70 パーセントぐらいが父兄は賛成と、子どもさんは 30 パーセントぐらいだったと、まあこれいつのことかちょっとははっきりわからないんですけど、まあそういうことがあったというのと。アンケートを 1 回してみたらどうかと。

私以前のアンケート、いつあったとかちょっとわからないんですけど、それとやっぱり、先程の吉田議員とまたちょっと意見違うんですけど、やはり栄養面とかいろんなことを考えれば、給食というのは必要やと思います。それで、パンにされる方、色々スクールランチみたいなのもあると思うんですけど、やはりそういう偏れば、またいつもパンばかりしていると、またいじめ問題にも繋がってくると思います。でまあ、スポーツ界とりますと、韓国を例にとりますと、高校では昼も夜もというところも給食あるみたいなんです。

やはりそういう面で、腹いっぱい食べないからクラブがあれやと言いますが、クラブ活動するのに腹いっぱい食べた状態で、私もまあ一応プロ野球まで行きましたんですけど、そんな状況で練習というのはないです。そやから逆に、一生懸命練習して夜しっかり食べるということも必要やと思います。そやからまあ給食面で、またいろんな意味でどういうんすか、皆さん、PTAの方とか、もやもやとされながらきておられます。それで、中学校になればもうかえって諦めというような意見をよく聞きます。そのへんアンケート実施とか、まあ前回アンケートいつされたのかとか、ちょっとお聞きしたいと思います。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

教育長（中川克己） 先程も給食について御質問いただいておりますので、アンケートに関わっただけお答えをさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

福井議員御指摘のようにですね、アンケートってのは、それぞれの方の意思の確認のためには有効な手段であるというふうには考えております。ただですね、そのアンケート実施の前にですね、やっぱり給食っていうのは、教育活動であるということを、十分にお互いが認識できた上でアンケートを実施、アンケートをする必要があるならば、実施をしていくという、そういった弁当にするのか、給食にするのかという議論の前に、給食っていうのは食育という観点からですね、教育活動の一つであるということが、お互いに認識できた上で、アンケートを実施をしていくということが、大事なのではないかなあというふうに考えております。

先程、吉田議員にもお答え申し上げましたように、まずはPTAの中で十分に議論をしていただいて、あるいは学校や保護者の方々が正式に段階を踏んでですね、その方向性を定めていきたい、こんなふうに考えているところでございます。

以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10番（福井保夫） それで、以前はいつアンケートあったんですか。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

教育長（中川克己） 失礼をいたしました。

福井議員がですね、お聞きになったというふうなお話を、私も聞いた記憶はあるんですが、私の記憶しております中では、そのようなものが実施をされてですね、記録に残っているものを私は目にしたことがございませんし、現場に尋ねましてもですね見つからないということでございますので、いつということはちょっと私の方でも把握をしていないところでございます。

以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10番（福井保夫） それではそのアンケートについては、まあPTAの方からぐっと盛り上がってくればされるということですか。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

教育長（中川克己） これはですね先程も言いましたように、その前に、教育として給食は実施をするんだということが十分にそういった考え方が醸成されてですね、その必要を感じたときに実施をしていくと、このように考えているところです。直ちにというふうには考えておりません。
以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10番（福井保夫） いっつもその答えがね、教育長のあやふやなんですわ。もっとばちっと言ってほしいですね。皆さん、住民の方、PTAの方、もやもやとされてるわけですわ。ほなまたここでこの場を逃れる、ほなまたもやもやとした感じ、ね。PTAで盛り上がるんだったらそこでするとかしないとか、その辺をちょっとはっきりしてください。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

教育長（中川克己） 先程も申し上げましたようにですね、アンケートを実施するに当たっては、給食が教育として行われるものであるということが、ともに認識ができた上で実施をしていく必要があると思います。ただ単に食事を提供するというものではなくって、食育の観点から、食事のマナーであったり、望ましい食習慣であったり、あるいは食を通して学校生活を豊かにする、そういった目的を持っておりますので、その目的っていうものが十分に理解された上で、実施をする必要があると感じた時には、実施をしていくということございまして、このへんは学校、現場で、十分にPTA

の中で議論をされて、必要だと考えた時に実施をしていく、このように考えております。

以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10番（福井保夫） それでは、まあ教育長の方から1回、そういう話を、PTAの役員さんなりの時に議題として出して説明してもらえませんか。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

教育長（中川克己） 当然ですね、そういった場が今後出てくるだろうというふうに私も予測はしております。その中には、私自身の思い、あるいは教職員の願い、そういったものも当然出してですね、そして協議をしていくことになろうかと思っておりますので、私自身の考え、あるいは願い、そういったものも当然その場でお話をする機会を作っていただければですね、これは当然そういうふうなことをしていくということになろうかと思えます。

以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10番（福井保夫） 今の答えでも、なんかPTAの方からというような、自分からするというような答えの雰囲気ではないんでね、ちょっとはっきりしてほしいです。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

教育長（中川克己） これはですね、そういう必要が当然出てくるだろうと思えますから、その場では私の方からですね御説明を申し上げるということでございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10番（福井保夫） わかりました、前向きに進んでください。

次に成人式後の懇親会ということで、なんかあまりにも、まあ私どもの子どもの時
も見ましたし、今年も見ましたし、まあ終わった時になんかあつけなく、仲のいいメ
ンバーだけでこそこそと話しながら終わっていくと、そういうような時に、懇談の
場を作ればちょっとこう、どういうんですかね、思い出話も盛り上がるでしょうし、
まあまた、好きな女の子おったら、恋の花咲くこともあるんじゃないかと思います。

そういうようなね、また今後の同窓会にも繋がっていくと思うんですよ。そやから
まあ、カルチャーセンターのロビーでちょっとした経費的には一人500円ぐらいでも
十分アルコール類とかも、こんな御時世ですが、出せなければジュース、お茶、サン
ドイッチ等でちょっとした立食会できると思います。またテレビで見ましたら、卒業
時のクラス、そこで給食を食べると、まあ安堵町でしたら小学校であれなんですけど、
まあこのあとの質問の小・中一貫、小学校・中学校が1つしかない、というようなこ
ともちょっと関連してきますし、ちょっとこうそのへんの工夫をしていただけたら
なあと思います。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

教育長（中川克己） 成人式後の懇親会についてってことで、御質問をいただきました。

式典終了後にですね、新成人が集まって飲食を行って、久しぶりに会った友達と旧
交を温め合うというふうなことは、昨今、コミュニケーション不足といわれている時
代でもありまして、一定意義のあることではないかなっていうふうに私も感じており
ます。

福井議員御指摘のように、卒業クラス別の構成であったりですね、グループ別で行
うってということになりますと、その後ですね安堵町に転入をして来られた方にとっ
ては若干、旧交を温めることに大きな温度差が生じてですね、半面、こう馴染めない面
も発生するのではないかなっていった面も考えられます。

要するに、要は参加者が一体となって明日を見つめ合うことが、成人式の開催意義
があるというふうに認識しておりますので、今は成人としての心構えは、ビデオレタ
ー等の全員が馴染みやすい内容としているわけですが、今後も成人式のです
ね、趣旨を尊重して、また、時代のニーズにあったやり方を検討してまいりたい、こ
んなふうに考えているところです。

以上です。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10番（福井保夫） いろんなどこで案とかこちらから出すんですけど、さっきの吉田議員も言われましたが、教育長になられて、なんか特徴のあることをされたというのをあまりないと思われるんで、まあ前向きに、そのマイナス面ばかり言わんと、ちょっと考えてほしいなとは思いますが。

続きまして質問です。小・中一貫教育についてということで、色々今現在実施されていることとか、またこれから実施しようとしていることとかあれば、ちょっと御説明願いたいと思います。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

教育長（中川克己） 小・中一貫につきまして御質問をいただきましたが、お答えを申し上げたいというふうに思います。

平成19年に、県の教育委員会の方から、「安堵町でこの小・中一貫教育に取り組んでみないか」というお勧めをいただきました。それを受けて先進地の視察をしたり、小・中合同での研修会などを実施をしてですね、現在は4つの部会、小・中学校、それからPTAの方、あるいは地域の代表の方が集まっています。4つの部会を設定しております。カリキュラム部会、それから特別活動部会、それから学校における自立支援の部会、家庭や地域における自立支援の部会、まあ4つの部会を組織をしてですね、どのように進めていくかっていうことを検討したり、実際にいろんな活動をしています。

今までに取り組んできた、実際に実質的な内容といたしましては、小・中合同で遠足を実施したり、あるいは小・中合同でクリーンキャンペーンを実施したりしてまいりました。

また、中学校の文化祭や体育祭、体験入学などの行事に、小学生が参加をするというふうなこともしてまいりましたし、小・中学校の教職員がお互いに授業の参観をしようということで、小学校での授業を中学校の教師が参観をし、「小学校でここまで、こんなふうに授業を進めているのであれば、中学校ではこんなふうに対応したいな」、あるいは、「中学校でこんな点を望んでおられるのであれば、小学校の授業はこのように進めたいな」というようなことも研究をしながら、カリキュラムの検討したり、

あるいは生徒指導上の問題について、小・中学校が連携して解決にあたるというふうな体制も作ってきました。

それから、学校だけでなくですね、PTAや地域の方々も入っていただいた中で、基本的な生活習慣ってものをしっかりつけてほしいって思いから「早寝早起き朝ごはん運動」も実施をしてまいりました。「早寝早起き朝ごはん運動」については、ホームページの中にも掲載をいたしておりますので、御覧いただいたらと思っております。

まあ、今まで進めてきたところですが、今後はですね、もう少し絞って進めてまいりたい。基本的な生活習慣の確立と、学力の向上ということに絞ってですね、この事業は進めていきたいというふうに考えております。この事業を通して小・中学校の教職員間の親交って言いますかね、お互いが望んでいる、目指しているところがお互いに見えてきたというふうな新たなですね、そういう成果もある半面、また課題となるところも見えてきていると、このような状況でございます。

以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10番（福井保夫） まあいろんな、あれって思うんですけど、もっとうち実際身近なことから、例えば王寺工業の就職内定率、新聞にも取り上げられました。テレビも「みのもんたのあさズバ」、また他の全国放送でも取り上げられました。まずあいさつを徹底すると、まず就職担当の先生が、まあ、普通の先生のもまず徹底さすということから入って、まああれだけの実績を挙げられたわけです。それからかなりエネルギーは必要だと思います先生の。まあそこにトップとして教育長のまたエネルギーも必要やと思います。やっぱりどれだけやる気があるかということで、浸透していくでしょうし、やはりもっと先生の特技を活かして、とにかく生徒も少ないですが、いろんなクラブも少ないわけですから、小・中学校の先生の特技を活かして、もっとそういう、週1回でもいいから、もしこういうスポーツがあればそれをやってみるとか、そういうような、こう身近な感覚でいろんなことをして行ってほしいと思います。そういうアイデアをもっと常日頃からアンテナを張り巡らして行ってほしいような、ちょっと気がしますね。やっぱりやる以上いろんなこと、例えば、こういう防災のことに關しまして、いろんなことがあると思います。まあ日頃は役場の職員さん、警報が出れば夜中でも駆けつけていつも感謝しております。そういう中で消防団、ここに寺前理事もおられますが、消防団の礼式訓練を生徒さんにさすとか、まあホースを伸ばす練習をさすとか、そういうようなことも、礼式訓練いうのはかなり挨拶にかかわるぐらいのあれはあると思います。また、そういうようなことをされるような時はやはり、マス

コミ関係に「色々こういうようなことをします」ということで、また広めていただきたいと思います。それがまた、安堵町はこういうことをやってる、いろんなことをやってるということにも繋がってくると思います。その辺を考えてやっていただけたらなと思います。

それともう1つ、ずっと続けている金髪の女の子なんですけど、昨日卒業式に行きましたが、その子らは卒業されたのか、それと、別室でなんかいてるのを見たんですが、どういうふうな状況なのか、ちょっと最後をお願いしたいと思います。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

教育長（中川克己） あの若干ですね、個人的な内容にも含まれますので、詳しくお答えすることはこの場ではできかねますが、1名は欠席をしました。それから1名は遅れて来たようでございます。で、別室で、まあそれまでに服装・頭髪をきちっとして卒業式に参加をしようということで、指導を続けてきたわけでございますけれども、そういった形には至らなかったで別室で待機をしました。教室に戻ってですね、担任の方から卒業証書を授与したという次第でございます。欠席した生徒につきましては、当日校長が自宅を訪れて卒業証書を授与したと、こういう状況でございます。

以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10番（福井保夫） まあそのことで、その本人が卒業式に髪を染めてるから出たくないのか、学校側が出さないのか、その辺の問題だと思います。それとやはり、昨年からずっとこの子らについて言ってますが、やはり転校してきた子もおるということなんです、やはりその時にきちっとした規則の中でやらんと、これ緩めてこのままいくと、また、他の問題も起こればそのまま、また卒業するまで我慢するとか、人に見せないようにするとか、臭いものに蓋をして、そやから体育祭・文化祭、ずっと出てないです。その辺のあれはどっちなんですか、その学校側が出てほしくないのか、私はもう、金髪に染めてたら染めてたで卒業式に出てもらうべきやなかったかなとは思いますが。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

教育長（中川克己） 学校の決まりとですね、それから実際的な対応と、どう兼ね合わせていくかってことは非常に難しいわけですが、要は児童・生徒を育てていくということが一番大事なのだと、そこを根底においてですね、その場その場でその子に合った対応を進めていると、こんなふうにはまあお答えをしたいなと、お答えすべきだと思っております。規則を全面に押し出して進めていきますと、学校へ来なくなってしまう、その辺を緩めていきますと、他への影響もある、あるいは本人の規則・決まりというものに対する考え方も揺らいでくる。毎日ですね、子ども達の成長を見ながら、一律にということではなくって、子どもの育ちを見ながら、保護者の協力を得ながら進めていくというのが実情でございます。以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10番（福井保夫） まあいつもお答えが、はっきりしないお答えばかりなんですけど、何か1つ、先程吉田議員も言われたように、何か教育長になられてなんかちょっとしたもんを作ってほしいなと思います。

以上、これで終わります。

議長（森田 瞳） これで、10番、福井議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 続いて2番、山岡議員の一般質問を許します。

2番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

2番（山岡 敏） 2番、山岡 敏でございます。

今回はですね、昨年9月議会で、一応一般質問させていただいていますが、まあ町長はまだ2ヶ月ということでした。今現在、8ヶ月も経過されました。行政のほとんどの内容のことはおわかりになってこられたということでございます。

町長が最初就任されるまでの間ですね、町長が公約と言いますか、マニフェストと言いますか、こういうものを3つ掲げられて町長に御就任されております。そのマニ

フェスト言いますのは、バス1路線しかない町内の公共交通を含む生活基盤の整備、次に観光・産業の振興、教育の振興、福祉の充実を掲げられております。

したがいまして今回は、一番最初に述べました「バス1路線しかない」これの生活基盤についてちょっとお伺いしたいと思います。

御存知のとおり我々住民にとっては居・食・住というのが、これは一番大事なことでございます。若い人は自分の車等で行けますけれども、年取ってくるとうちでも足がない。ですから高齢者の方にとっては、やはりこの足というのはバスしか頼れないわけです。でまあ、町長がおっしゃってる、バス1路線しかないというこの点で続いてちょっとお伺いしていきたいと思っております。

まあ今までは1路線で全然無くてですね、私も平成元年にこちらへ寄せてもらって約23年なるんですけども、その時にちらっと他に行ったバス、高田とか平端とか、まあ、いろんなことがございました。まあ平端のはちょっと若干記憶あるんですけど、それ以外はもうこの1路線しかないというような、現在の状況でございますので、まあ年寄りにとってはですね、やはり奈良交通のバスが一番頼りにしてるという現状を踏まえてですね、現在廃止になった平端行きのバスですね、これについて町長の見解と言いますか、ちょっとお伺いしたいと思います。よろしく。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） 西本町長。

町長（西本安博） 山岡議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まあ私も60年以上この町に生まれて育っております。小さい頃から駅へ出るにはバスに乗って出た。大人になってからも社会人になってからも、雨降りとか、最近ですがちょっと一杯飲む時とかいうのはバスを利用しておりました。そういう意味におきましては非常に、まだ車を運転する私にとっても非常にまあ不便を感じているところでございます。したがいまして、昨年秋に実施させていただきました、タウンミーティングにおきましてもやはり、まあ平端駅とは限定しませんが、鉄道駅という表現をさせていただきます。鉄道駅に出る足の確保、ここはもう本当に緊急の課題と、住民の皆様方の話を聞かしても、緊急の課題と考えております。したがいまして、まあ、駅へのアクセスを第1としまして、後ですね、安堵町内、これ非常に狭いところでもございますけれども、やはりカルチャーセンターであるとか中央体育館、役場、ここへ来られる方も、不便を感じておられる御高齢の方もいらっしゃる。その辺のネットワークも含めましてですね、もう少し整備できればという思いで、現在一定のところまで取り組みがきているというのが、現在のところでございます。これは、私としては是非とも一番最初に実現させていきたい施策だと考えているところでございます。

2番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

2番（山岡 敏） 非常に、あの希望を持てるようなお答えをいただきまして、ありがとうございます。まあ、町長は御存知のとおり、まあ私も奈良交通に何度か足を運んで、現在バスの増設をお願いしに行っている立場上お聞きしますと、町長も非常に奈良交通の方と友好を持っておられるということをお聞きしております。したがって、非常にありがたい。町長であろうと、奈良交通に対してはですね、まあこれで一応、ある程度は目処が付くんじゃないかということで、非常に安心しているわけでございます。

しかし、なかなか一町長が行かれても、すぐOKというようなことにはならないと思いますけれども、まあこれから、町長も本議会におかれましてですね、非常にその行政組織を大幅に変えられております。したがって当然、総合政策課ですか、これは恐らく、そういういろんな物事のプロジェクトをやろうという課だろうと思うんです。何か起きればそこで議論し、審議をし、結論を出していこうという形の課ということで、そういう政策課を設けられたと、私はそういうふうに認識しております。

したがって、先程の平端駅の方の運行についても、できるだけ議論していただいて、できるだけ実現可能な状態に持って行っていただきたいことがまず1点目。

次にお伺いしたいのは、それ以外に、奈良交通バス以外にですね、町として、極端に言えば、他所が実施しているようなコミュニティバスですか、そういうようなものを利用してでも、住民の足を何とかしようというお考えがあれば、ちょっとお願いしたいんですが。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） 西本町長。

町長（西本安博） 私は窪田地区というところに住んでおります。で、窪田地区は高田から来る平端行きのバスをよく利用しておりました。そしてこの東安堵とか、この辺の地域については、法隆寺から来る平端行きをよく利用していただいております。それで理想は、そういう路線をまず復活していただきたいということでございます。

ただ、昨今の自由化の波をまともに受けておりますので、収支の伴わないものについては、まず実現は非常に困難かなというのが、現時点での状況でございます。しかしながら、やはりある程度出費は伴うわけでございますが。やはり、公共の足の確保ができてないということは、町行政にとって本当に生活基盤が揺らいでいるという、

私は判断をしております。

今山岡議員の御質問にもありましたように、一定の公費は投入してでも、鉄道駅へのアクセス、そして町内をもう少し、ドア to ドア的にネットできるような交通の整備、これ私は是非とも実現していきたいと考えております。そのためにですね、具体的なことを若干申し上げますと、この3月2日に、安堵町の地域公共交通会議というのをまず立ち上げました。これはコミュニティバス等のバス停登録をする上で必要な組織でございます。これはもう国が求めている組織でもございます。したがって、この地域公共交通会議の立ち上げをまずいたしました。で、この組織はですね、道路運送法に基づくものでございます。ここをまず、この組織を立ち上げてここで練っていただく、これが早道かなと。私も国の方の指導も受けております。ちなみに委員としては、町議会の代表、あるいは区長会の代表・国土交通省運輸支局・奈良県西和警察・奈良県バス協会等々、でまあ奈良交通とか入っておりますが、いわゆる当事者、あるいは当事者に近い方々をもって構成をして、これから着実に次の段階に踏んでまいりたいと考えております。実はアンケート等も住民に取ってまいりますので、その節は皆様方も御協力をお願いしたいと思います。さらに加えて、やはり最近は官学連携ということをやかましく言われております。やはり持続可能な、持続可能なやはりシステムにしていかなければなりませんので、奈良産業大学の地域公共学総合研究所、ここに入ってくださいまして、事業計画を策定し実現をしてまいるといふ、今のところそういう所存でございますのでよろしくをお願いしたいと思います。

以上でございます。

2番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

2番（山岡 敏） あの、非常に厳しい状況の中で、色々なことをしていただくということは、非常に申しわけないんですけども。やはり我々住民にとっては、だんだん足が少なくなってくる、そしてだんだん住民の方がその足元を使わなくなるとなると、どうしても買いもんが行けない、ま、そこで皆さんが望んでおられるのはやはりスーパーですね、これらの誘致というのは非常に難しいだろうと思いますけれども、可能性は無きにしもあらずと、一応何とか、こう小さなスーパーでもいいから、何とかそういう素案を持っておられたらちょっとお願いしたいんですが。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） 西本町長。

町長（西本安博） 過去におきましては、各大字ごとに身の回りの物を売っているようなお店がございました。それで当面の生活は確保できたわけでございます。大規模店舗が出店することによって、需要と供給のバランスから、順次閉めていかれて、振り返れば本当に困る状態になりました。これはやはり、世間の流れもそうですけれど、やはり我々住民も、できるだけ地域で買うということの努力をしていただければ、またその辺の復活も可能かなと考えているところでございます。

したがいまして、今、実はJAとですね、再度、まあJAそのものの店がどうか別にしまして、JAの協力を得まして再度、これもまたちょっと一定公費を投入しなければ採算の問題もございますが、もう一度町の中心部において、身の回りのものでも置いてもらえるような、あんまり大きな総合スーパーはとても無理でございますので、ちっちゃなもので結構です。身の回りの物を置いていただき、そして特徴のある物を置いていただくような店ができないかということで、協議を開始いたしております。

JAにつきましても、相談にのるという段階までできておまして、一定のところまで話はもってあがっております。今の段階は以上でございます。それも実現を是非ともしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

2番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

2番（山岡 敏） 非常に前向きな形で町長も、まあ住民のために一生懸命やっていただい
てもらってるということは非常にありがたいことでございます。ま、できる限り、厳しい財政状況であり、また相手も営利企業でございますので、当然利益がなければなかなか、バスも増やせない、また企業ももってこれないというような、これは良くよくわかるんですけども、できるだけ町長のおっしゃってる「住んでよかった豊かな町づくり」の発展にも伴うと思いますので、是非とも、厳しい中ではございますけれども、実現に向けて御努力をいただくようお願いして、私の一般質問を終わらします。

議長（森田 瞳） これで、2番、山岡議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 続きまして9番、田中議員の一般質問を許します。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9 番（田中幹男） 9 番、田中幹男です。

私は、3 点質問をさせていただきます。

1 点目は、山岡議員の質問と内容的には言葉が違いますけれども、重なるものだと思います。まあ、今議会の初日の本会議で、今までの総務課を分離して総務課と総合政策課を設置されました。これは当然、私がいうところの「町おこし」っていう視点もあり、考えられたものだと思いますが、やはり総合政策課といってもですね、まあいろんなことを実際にはやられるわけですね。だから私は、言ってみれば、総合政策町おこし専門の部署がね、ほんとは必要なんだろうというふうに思います。

やっぱり、毎日毎日、安堵町をどう発展させるかっていう観点から研究をしてもらうと。当然大学教授の意見等も入れてやる必要があるんだろうというふうに思います。そういう町おこしの学者もたくさんおられて、実際に各町で役に立っております。

その辺については、どうお考えでしょうか。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） 西本町長。

町長（西本安博） 先程もちよっとふれさせていただきましたが、4 月より総合政策課というものを設置いたします。その意図するところはやはり、企画・財政力の強化を第 1 としております。

議員御指摘の、やはり町おこしが大事ではないかと。これはいわゆる、安堵町をもっと活力のある町にしていくためのいろんな施策をしてはどうかと、あるいは住民さんの意見をもっと取り入れて、住民主体のいろんな事業をしてはどうか、ということであろうかと思いますが、まあよく、官学連携という言葉がございます。

私どもは、この生駒郡に唯一ございます大学、いわゆる奈良産業大学ですか、この地域公共学総合研究所との連携を初めて結びました。そしていわゆる官学連携という中で、町おこしのいろんな施策を実現してまいりたいと考えております。

まあそういうことでございますので、まあ限られた人数でございますので、その専門的というような一足飛びにはまあ無理でございますし、将来的にはそれができたら本当に良いことなんですけれど、まずは総合政策課がその役割を担う窓口と考えて、今後、いろんな諸政策について、官学連携のもとに進めてまいりたいと考えているところで、まあ 1 つ切迫させていただいたということを御理解いただきたいと思います。以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9 番（田中幹男） まあ昨年、委員会として、長野の小布施っていう町を視察に行っていました。まあ長野市のまたすぐ側、松代って町があるんですが、そのちょっと北側の町ですけども、まあそこは観光事業でね、まあほとんど観光客がいなかったところが、今は年間 100 万人を超える観光客を迎えて、長野県では一番ちっちゃな町だそうですけども、そういう環境に呈しているわけですよ。ですからまあ、先程山岡議員からも出されましたけど、まず足の問題がどうしてもね、何やるにしてもあると思うんです。観光事業でもそうだし、産業をどう活性化するって問題でもそうだろうし、全てやっぱり足がないことにはどうしようもないですよこれね。で、当然高齢者は、買い物難民なんて言葉もあちこち出てきてますし、医療難民って言葉もありますよね、まあ今の現状としては、まあ安堵町の中にはなくても、近くにありますのでね、我々はなんとも感じませんが、これやっぱり車を運転できなくなったら、ほんとにそういう状況になるわけですよ。で、町長もいろんなことを考えられておるとは思いますけど、是非、あのちょっとスピードを早めて実現化に向けて頑張ってくださいという心から思ってますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2 つ目に、小児医療の拡充についてです。

これも今議会において所得制限が撤廃をされ、大きく変わるものと課長は説明されておりましたけども。しかし、隣の斑鳩町と比べた場合、あまりにも違いすぎるってのが正直なところですよ。

斑鳩町は昨年の 4 月から、中学校卒業まで一切の制限が無くてですね、無料化が実現してるわけですよ。まあ安堵町の場合は当然、まだ一部負担金もありますわね、県の基準と同じですから、ただそういうふうにかえた場合ね、私に何人か友達いますけど、現実に斑鳩町に引越された方いっぱいいますよ。はっきり言って。ほんとにやっぱり少子高齢化の安堵町においてね、安堵で生まれて、育って、住んでいくっていう環境ね、実際無いと思ひますよ。で、1 つ聞きたいんですけど、今安堵町に年間何人の子どもが生まれ、何人のお子さんが小学校に入られておられますか、お聞ひしたいと思ひます。

住民課長（掘口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） 掘口住民課長。

住民課長（掘口善友） ここ数年の平均を見ましたら、年間の出生人数は 20 から 25 名とな

っております。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9 番（田中幹男） まあ財政の問題もありますので、隣の斑鳩町と同じにせいとは言いませんけども、少なくとも小学校卒業まで考えるとかいうことが必要なんじゃないでしょうか。やっぱり、ほんとにこれからの安堵町を考えたら、私は必要なことだというふうに思います。でなきゃ「安堵町に住もう」って人ははっきり言っていませんよ。現状で、それが現実だと思いますけども。町長はその辺の気持ちはございませんか。お聞きしたいと思います。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） 西本町長。

町長（西本安博） 先程もお答えさせていただきましたように、私はこの町に生まれて 60 数年間、生まれて育てております。これからも当然住み続けていきたいし住み続けます。ですから、その、いろんな住民の方々の状態とか事情とかで転出される方もあります。

また、今大変手厳しいお言葉をいただきましたが、転入をさせていただいている方も結構あります。したがって、出て行かれる方は、それは医療費だけではなく、いろんな諸般の事情で転出されるんだと私は判断しております。まあ、私の正直なところ申し上げました。

以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9 番（田中幹男） まあねえ県内見たらね、山添村なんか高校卒業まで無料なんですよ。財政的には安堵町よりよっぽど厳しいですよはっきり言いまして。あそこは保守の村長ですよはっきり言いまして。そういうところやってる自治体もあるわけですよ、ほんとに財政的には決して良くありませんよ。けどやっぱり、あそこなんか医療費の問題で言えばね、医療費無料化、日本で最初んなってね、あの岩手県の有名な村がありますでしょ、あそこの副委員長をやった人を呼んでね、実現させてるんですよ。だか

らそういう、ほんとにねやっついていかないと、これ立ち行かなくなってくると私は思ってるんです。で、あそこなんかバスも復活しましたよ、コミュニティバス、山添は。だから決してね、当然、各町の生い立ちもね違うわけですから、財政状況も違うなかでね、必ずしも同じことができるとは思いませんけども、やっぱりそういうふうに目指していく気持ちがね、何よりも大事だというふうに思います。

その辺でもう一度お返事をお願いしたいと思います。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） 西本町長。

町長（西本安博） 山添村も我が安堵町も、やはり町を活性化して足腰を強くしていきたい。

この思いはどちらの首長も同じだと思います。これは甲乙付け難いと思います。

山添村が非常に予防医療、やはり予防医療が進んでいるということも、私は承知しております。ここの村立診療所の先生は、非常にこの予防医療ということに力を注いでおられまして、ほんとに県内でも先進的な事例であろうかと思っております。これはまあ当然、我々も段階的に参考にはさせていただきたいと思います。まあ山添村という地域が抱える問題は、まずは1番にそこだったと思います。そこに力点をおかれたと思います。まあ十分に参考にはさせていただきたいと思います。

以上でございます。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9番（田中幹男） まあその、言ってみれば町の診療所を創った先生は、訪問の診察を徹底的にやったんですよ、ほんとに、ああいうところはちょっと、奈良県でもまあちょっと珍しいと思いますけどね。だからあの、沢内村でしたか岩手のね、あの有名な先生、ちょっと名前忘れちゃったけども、ほんとに子どもの医療費無料化・死亡率、最初に0にしたのあの村なんですよ、凄い辺りなところですよはっきり言いまして。今回の地震でも恐らくやられたんじゃないかと思えますけども、ほんとに冬は大雪降ってね、交通道路が遮断されるような村なんですよ、そこをそういう村に変えてるんですね。で、是非町長にもほんとに考えていただいて、そういう気持ちはある人だと私は思いますので、是非、よろしくお願ひしたいと思います。

3番目の質問に移ります。

3番目は、介護保険の要支援者の保険給付外しについてということであります。

新聞をよく読まれる方は、わかっていると思うんですが。丁度地震があった日に、内閣の閣議で決定されたものであります。

今、介護保険というのは8段階に分かれていることは、皆さん御存知だと思うんですけども、非該当、要支援1、2、要介護1から5まで。この8段階に分かれています。

これはどういうことかと言うと、今、包括支援センターというのが保健センターにありますけども、その包括支援センターが介護保険外の事業をやるということなんです。それが包括支援センターの選択で、本人の選択じゃないんですよ、包括支援センターの選択で、今の予防給付を受けるか、新しく包括支援センターの中にできる介護予防を日常生活支援総合事業を新設し、基本的に要介護認定で保険給付の対象外とされるものです。簡単に言ってね、今までも要介護1、2を要支援1、2に変えてきたとこういう経過の中で、安上がりの介護保険に変えていこうという方向性であります。今はだから予防介護ということで国の一定の基準があるわけですけども、当然こういうことになりますと、自治体の豊か、貧しいということで内容が変わってくるんですよ。当然、今1割負担でありますけども、これより高くなる恐れが多分にあります。私はこれでね、当然包括支援センターが選択して、現状より良くなれば良いけど、はっきり言って悪くなるっていう方向性だと思っておるんです。それについてどうお考えでしょうか。お聞きしたいと思います。

理事（吉岡 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） ちょっと待ってください。

午前中の予定いたしておまして、今時間が12時8分でございますので、理事の回答につきましては、午後1時から再開をしたいと思います。

休憩いたします。

休 憩

午後12時09分

午後 1時00分

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き再開いたします。

田中議員の介護保険の要支援者の保険給付外しについて、御回答を願います。

理事（吉岡 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） 吉岡理事。

理事（吉岡 勉） まずもって、田中議員の質問の趣旨の中で訂正させていただきたいと思
います。先程 3 月 10 日ですか、閣議決定されたということを聞きましたが。

9 番（田中幹男） 11 日。

理事（吉岡 勉） 11 日ですか。私、県の方に確認し、また官報の速報で近日の変更を見ま
すと施行令の改正でございまして、新規認定、変更認定、それらの申請期間の一部改
正でございまして、介護保険制度のそのものの改正は閣議決定されておられません。

9 番（田中幹男） いや、閣議決定されています。

理事（吉岡 勉） いやそれは、制度自体では、先生の質問の趣旨につきましては、ポイン
トは 2 点ございます。介護保険制度の中で、要支援者に対する介護保険給付サービ
スの内容についてと、それについての私の考え方と質問が寄せられております。その中
で確認しますと、県の方に確認し、国の方でそういう閣議決定されたということを確認
しましたら、施行期日ですね、その一部改正であって、この制度そのものは 24
年度の改正について今、現段階では改正案の審議ということで、閣議決定されてお
りません。

それと、介護保険の認定の要支援 1、2、要介護の 1 から 5 の 7 段階でございまし
て、先生が言われた 8 段階ではございませんので、それの方は訂正の方お願いします。

先生の質問でございますが、現在、日本は高齢化社会時代に世界でも類のないほど
進行しております。その中で、日本政府が介護保険給付費を含め、医療費も歯止めの
利かないほど高騰しておるということで、異常な数値を示している中で、何とかしな
ければならないということで、熟慮されておるところでございまして、国の財政の中
で、国民の社会保障のみに大幅な歳費を投入しておくことが、無理になってきたとい
うことでございまして、厚生労働省の所管の介護保険制度の党の中で、このルールと
して、3 年ごとの見直しということがルール化されております。そうした中で平成 24
年度に抜本的な改正ということで現在検討中ございまして、田中議員がその中で心
配されて今回質問されている事案かと存じます。国並びに厚生労働省は現在、介護保
険制度の見直しということで、様々な検討を重ねておられますので、現段階では情報
等流れてきておりません。具体的な詳細も分かりませんので、私の方から考えを示せ
と言うことは無理でございますが、御了解願いたいと思います。

なお、今後情報等通達が流れて来ましたら、対応の方検討して、当町ができる限り
遵守していきたいと思えます。国政レベルの情報等が閣議決定、先生が言われるとお
り決定されれば、具体化として報道され、また法整備の詳細が伝達され、その頃には

既に法整備が制定されるということで、自治体の判断ではこの件につきましては、どうこう言える立場ではございません。国の法整備が整いましたら、遵守するのが義務でございますので、従わざるを得んということで、御答弁させていただきます。

以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9 番（田中幹男） まず1点言うておきますけど、要介護度というのは、支援に入れないような人も非該当も入るんですよ、正式にはっきり言って、それは認識違いますよ。

非該当、要支援1、2、要介護度1から5という8段階というのが正式のあれですよ。良く勉強してくださいよ。そんないい加減なこと言って、閣議決定されたの新聞に載っかっているんですよ、現実には。そら、県から通達が来てないかどうか分かりませんが、この実施は2012年ですよ、はっきり言って、来年度ですよ。閣議決定されていますよ11日に、あの地震のあった日に。その辺ちゃんと調べて言うてもらわないとね、だから質問に立っているわけだから。そんな決まってないこと質問に立ちません大体。そら県から連絡無いだけじゃないですか。また、県の方に来てるのかどうかも知りませんが。

理事（吉岡 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） 吉岡理事。

理事（吉岡 勉） 私も県の方に確認し、またインターネットでは官報ということで、これは日本国中全て流れます。官報というのは国の法律が変わればこういうように流れている中で、法は改正されていません。施行規則の一部改正で申請認定ということで、私の方もこれを確認しておりますので。

9 番（田中幹男） 新聞に嘘が出てるの。

理事（吉岡 勉） 新聞違います。インターネットで国の方の。
すいません。議長。

議長（森田 瞳） 吉岡理事。

理事（吉岡 勉） これはインターネットで、国の法律、また施行規則が変われば、これは

リアルタイムで流れる仕組みになっております。それで3月10日の官報です。国の冊子でございます。これを見ておりますので、それ以後、今現在法整備で変わったというようなことは聞いておりません。

9番（田中幹男） 議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9番（田中幹男） それはやっぱり確かな情報が入ってないだけだと思いますよ私は。はっきり言ってどう言おうと。で結局ね、その選択で包括支援センターが選ぶわけですが、その人に応じてね。今の言ってみりゃ、予防ですね、介護保険の対象になっているあれを選ぶか、その包括支援センターの中にできる配膳とか見守りも入るんです。そういうものを検討されてましてね。簡単に言えば介護保険から外すという方向が出されてるんですよ、現実的に。だから私はね、そうはなっても安堵町としてね、やっぱり今の状態より悪くならないように、是非考えていただきたいということで質問させてもらってるわけですよ。そこを是非、よろしくお願ひしたいと思います。

これ以上やっても無駄でしょうから止めますけども。

以上で質問を終わります。

議長（森田 瞳） これで、9番、田中議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） これで一般質問を終結します。

議長（森田 瞳） 日程第8：「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長から、委員会において所管事務の事件について、会議規則第68条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

議長（森田 瞳） お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

議長(森田 瞳) 日程第9:「諸般の報告」を行います。

議会からは、ございません。

議長(森田 瞳) 次に、行政から報告はありますか。

理事(寺前高見) はい、議長。

議長(森田 瞳) 寺前理事。

理事(寺前高見) この場をお借りいたしまして、町より御報告させていただきます。

皆様も御承知のとおり、東日本大震災による津波・火災などにより、広範囲で甚大な被害が発生いたしました。当町といたしましても、去る14日、町の主要団体に参集していただき、緊急対策会議を開催し、義援金等の対策を諮り、協力を仰ぐこととし、役場を始め町の主要施設に義援金箱を設置いたしました。

また、県よりの要請に即時対応し、町の災害備蓄倉庫に備蓄しておりますパンの缶詰め1,000個、アルファ米1,000食、飲料水1リットルのペットボトルを2,000本、それに毛布、マットセットを100セット、更に簡易トイレ30個とそれに伴う凝固剤1,500回分を昨日、県の方に提供させていただきましたことを御報告させていただくとともに、御理解と御了承をいただきますようお願い申し上げます。

議長(森田 瞳) これで諸般の報告を終わります。

議長（森田 瞳） これで本日の日程は、全部終了しました。
会議を閉じます。
平成23年第1回安堵町議会定例会を閉会します。

閉 会

午後1時10分
